

2026年度 事業計画書



一般財団法人家電製品協会

<一般部門>

I. 一般事業

家電製品の利用者、製造業者、流通業者等の便益向上に寄与するため、環境保全・資源有効利用、地球温暖化防止・省エネルギー対策、製品安全等に関して次の事業を実施する。

1. 環境関連事業

(1) 環境配慮設計及び資源有効利用の取組み

- ① 欧州サーキュラーエコノミー政策に基づく「持続可能な製品のエコデザイン規則」(案)の内容を継続して調査し、家電製品への影響度・課題等を関係者と情報共有し、所要の対応を行う。
- ② 「産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 資源循環経済小委員会 設計認定基準ワーキンググループ」での議題等に注視し、所要の対応を図る。
- ③ 環境配慮設計に関する取組みの好事例を「製品アセスメント事例」として協会サイトに掲載する。
- ④ 家電製品の環境配慮設計に関する資料等を改定し、協会サイトに掲載する。
- ⑤ 化学物質の規制情報等に関する情報収集を行い、関係者と情報共有する。

(2) 「容器包装リサイクル法」への対応

- ① 「産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 資源循環経済小委員会 容器包装リサイクルワーキンググループ、設計認定基準ワーキンググループ、脱炭素化再生資源利用ワーキンググループ」での議題等に注視し、所要の対応を図る。
- ② 容器包装廃棄物の削減に向けた取組みを推進するとともに、同法に係る諸課題について関係団体と連携を取り、対応を図る。

2. 家電リサイクル関連事業

(1) 「家電リサイクル法」等への対応

「産業構造審議会資源循環経済小委員会電気電子機器リサイクルWG・中央環境審議会循環型社会部会家電リサイクル小委員会 合同会合」において、関係者との連携を密に所要の対応を行う。あわせて2026年度に見直しの合同会合が予定されているフロン排出抑制法についても所要の対応を行う。

(2) 「小型家電リサイクル法」への対応

「産業構造審議会資源循環経済小委員会小型家電リサイクルWG・中央環境審議会循環型社会部会小型家電リサイクル小委員会 合同会合」において、関係者と連携を密に所要の対応を行う。

(3) 「資源有効利用促進法」への対応

「産業構造審議会産業技術環境分科会資源循環経済小委員会」傘下の各種WG、検討会において、関係者と連携を密に所要の対応を行う。

(4) 家電リサイクルに係わる普及広報活動

関連部門と連携し、活動を推進する。消費者や関係者等への積極的な情報提供を行うべく、協会サイトで家電リサイクルに係るコンテンツの追加更新を行い、利活用しやすくなるように取り組む。また定期的に家電リサイクル認知度調査を実施し、その結果に基づき明らかとなる新たな課題に対し随時適切な啓発活動を行う。具体的には認知度が特に低い「若者層」「子育て層」

等に対しSNSを活用した能動的な啓発活動を行う。

また、「家電リサイクル年次報告書（2025年度版）」を制作するとともに、その配布先での利活用をより一層推進する。また、パンフレット「正しいリサイクル」ならびに小冊子「やってはいけない家電の捨て方」を、家電リサイクルプラントの見学者、各種イベント会場来場者への配布等を積極的に行い、家電リサイクルの啓発を推進する。

3. 地球温暖化防止・省エネルギー対策関連事業

政府の地球温暖化防止に向けた2030年の温室効果ガス排出46%削減(2013年度比)表明及び「2050年カーボンニュートラル」や「脱炭素社会」宣言、また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスをそれぞれ60%、73%削減(2013年度比)することを目指すというネット・ゼロ実現に向けた我が国の明確で直線的な経路を示す目標が提示され、消費者の地球温暖化対策や脱炭素への関心がさらに高まってきている中、以下の重点項目を推進する。

(1) 中長期的なエネルギー政策の把握と更なる省エネルギーの推進

「地球温暖化対策計画」と一体的に活用するべく「GX2040ビジョン」や「地球温暖化対策計画」及び「パリ協定に基づく長期戦略」等の見直しに対応して、家庭部門で求められるCO₂削減に向けた家電製品トップランナー制度の推進や関連する情報収集、業界横断的な課題整理、対応策を検討し目標達成に貢献する。

(2) 地球温暖化防止に関する啓発活動の実施

- ①地球温暖化の原因と取組み方法、2050年カーボンニュートラル・脱炭素社会に向けた政策、省エネ家電製品への買換えによる省エネ効果、創エネ・蓄エネ・HEMSによるエネルギーの有効活用等について、協会サイト「省エネ家電 de スマートライフ（本編・キッズ版）」で啓発活動を行う。また、教育現場と双方向のコミュニケーションを図り教育指導者が活用しやすい教材コンテンツを制作し子供の教育を通して家庭の行動変容を促進する。
- ②「電機・電子業界カーボンニュートラル行動計画」等の省エネルギー対策事業への協力として、「スマートライフおすすめBOOK 電子版」の制作等を通して、省エネ家電、創エネ・蓄エネ機器を利用したデマンドレスポンス等の新しい情報について積極的に発信を行う。

4. 製品安全関連事業

家電製品の安全性向上に係る業界共通の諸課題である安全な製品の供給、消費者に製品を安全に使用いただくための情報提供と啓発活動、市場で発生した安全問題への対応、安全法令や規格等に関する業界意見の集約と提言等に関し、以下の事業に取り組む。

(1) 製品事故の拡大防止に向けた効果的な業界横断施策の検討

- ①製品事故の未然防止と再発防止に資するため、規格化・制定してきた警告表示や愛情点検の訴求拡大を図るとともに、業界横断的な事故情報及びリコール情報の収集と分析を行い、関係省庁、関係団体及び事業者との情報共有により再発、未然防止を図る。
- ②環境(サーキュラーエコノミー)と安全性の両立に関する課題について、業界としての対応を検討する。

- ③事故情報及びリコール情報の分析結果等を、効果的な啓発活動につなげる。
 - ④リコール製品の回収促進のため、お知らせアイコンの他業種ホームページ採用促進による消費者への認知度向上といった、新たな周知方法の検討を行う。
 - ⑤A I、I o T、サイバーセキュリティ等の新たな技術に対する安全課題の抽出や、セキュリティ適合性評価制度への業界対応を検討する。
- (2) 家電製品の安全に関する関係省庁及び関係団体への対応
- ①経済産業省「産業構造審議会製品安全小委員会」へ参画し、家電製品の安全全般に関する業界意見の反映を行う。さらに、消費者庁、N I T E等からの製品安全に関する情報の収集と指導事項への対応を検討する。
 - ②経済産業省「製品安全対策優良企業表彰（P Sアワード）と製品への新表彰・表示制度（プラスあんしん）」に対して制度ブラッシュアップ・申請拡大推進への課題解決に向けた検討、提案等を行う。
 - ③家電製品からの電磁波に関する情報収集に努め、必要に応じ関連団体と連携して対応策の検討を行う。
 - ④赤外線リモコン方式におけるカスタムコードの管理等を行い、赤外線リモコン製品相互の誤動作を防止し、消費者の安全確保に資する。
- (3) 協会サイトの製品安全ページにおいて、関係省庁、関係団体及び事業者の製品安全やアフターサービスに関する内容の充実を図るとともに、それらの関係先と連携した普及啓発・広報活動等に取り組む。
- (4) 消費者関連の新法制定や重要な法改正、重要判例や行政処分例の動向を注視し、必要に応じて家電業界としての意見具申を行う。

5. ユニバーサルデザイン技術関連事業

消費者に「使いやすく・わかりやすい家電製品」を提供するため、家電製品のユニバーサルデザインに関する課題の研究及び関連規格の業界横断的な標準化等を目指して、以下の取組みを行う。

- (1)ユニバーサルデザイン国際規格化や高齢者・障がい者配慮事項に関するJ I S規格改正等への対応として、公益財団法人共用品推進機構・国立研究開発法人産業技術総合研究所（経済産業省委託事業）「アクセシブルデザイン国際標準会本委員会」及び関係検討委員会へ参画し、家電業界の意見の反映を図る。
- (2) I C T機器（スマートフォン、ウェアラブル端末）等と家電機器の連携時の操作性向上のため、振動報知の規格化に取り組む。その為に若年者のみならず高齢者や障がい者へも実体感調査を行う。
- (3) 協会サイト「ユニバーサルデザイン配慮家電製品」ページにおいて、「配慮設計適合製品」の情報を改定提供し、消費者が製品を選択する際の一助になるようにする。

6. 流通E D I 関連事業

家電業界における流通企業とメーカー企業双方の業務効率化を推進するため、時代の変遷に合わせたE D I 標準化項目の拡充と標準化推進に必要な事項を検討し、改訂・更新すべき内容は、協会サイトを活用し適宜情報提供する。

7. 協会広報関連事業

(1) 広報事業

- ①月刊A E H A通信を発刊し、協会の活動状況について、賛助会員、関係団体に毎月配布すると共に、協会サイト委員専用ページに掲載する。
- ②協会の概要、事業内容、活動成果等を協会サイトに広く紹介し、賛助会員、関係団体、一般消費者等へ家電産業の取組みや課題等の普及啓発を推進する。
- ③メディアとの関係を構築し、パブリシティーやセミナーなどを通じ協会の活動、実績を広く外部に紹介する

(2) 家電産業ハンドブック関連事業

日本の家電産業の状況を、国内出荷、国内生産、輸出、輸入の各項に渡り、最新統計に基づき動向を解説する「家電産業ハンドブック」を更新し、2026年版として賛助会員への情報共有を図るとともに、その抜粋版を協会サイトに掲載することで、一般の利用のために提供する。

(3) 「お役立ち情報サイト」

賛助会員企業向け「お役立ち情報サイト」のコンテンツの随時充実を図ると共に、適時会員向けに更新情報を発信する事で活用率向上を図る。

(4) 家電産業交流会

6月に第6回家電産業交流会を開催し、賛助会員及び関係団体、関係省庁や協会OB等を招待し、家電産業界の意見交換と情報交流を行う。また、当年度は役員交代の年であり、新理事長等の就任挨拶も兼ねたものとする。

<自治体支援事業部門>

II. 自治体支援事業

不法投棄される廃棄物の削減を目的とした地方公共団体（市区町村）の不法投棄未然防止の取組みを支援する「不法投棄未然防止事業協力」、離島地域の消費者が排出する特定家庭用機器廃棄物の海上輸送費用を負担するための「離島対策事業協力」を以下のとおり実施する。

なお、事業の公正な運用を図るために第三者委員会を組織し、当該委員会の決定した次の業務を実施する。

1. 不法投棄未然防止事業協力の実施

特定家庭用機器廃棄物の不法投棄を未然に防止する事業及び不法投棄された特定家庭用機器廃棄物を回収し、再商品化等実施者に引き渡す事業を実施する又は実施しようとしている市区町村等に対し、事業の実例等の紹介やその他必要な情報の提供、事業の立案に対する助言、助成金の交付を行う。

なお、2026年度「不法投棄未然防止対策事業」の助成金を交付する予定の自治体は56（新規7件、復活4件）市区町村で、昨年度より15減となる。

2. 離島対策事業協力の実施

次に掲げるいずれかの事業を実施する又は実施しようとしている市町村に対し、事業の実例等の紹介やその他必要な情報の提供、事業の立案に対する助言、助成金の交付を行う。

(1) 離島地域において特定家庭用機器廃棄物を引き取った又は回収した場所から指定引取場所までの輸送を効率的な方法により行い、再商品化等実施者に引き渡す事業

(2) (1)に掲げる事業を市町村の委託を受けていない第三者が行っている場合、その第三者に対して海上輸送に要する費用の全部又は一部に相当する額の補助金を交付する事業

なお、2026年度「離島対策事業」の助成金を交付する予定の自治体は25（新規2件）市町村で、昨年度より2増となる。

3. 市町村等が実施した支援事業の評価等

第三者委員会において、市区町村等が実施した支援事業について、その効果、問題点等について評価を行い、協会サイトにて公表する。このほか、第三者委員会の決定に基づき助成金を交付した支援事業の内容等を協会サイトにて公表する。

4. 協会サイトの利活用推進

協会サイトの事業協力室ホームページにおいて、実施事業事例や担当者の声等、自治体間の情報連携につながるコンテンツを充実し利活用を推進する。

<家電リサイクル券センター部門>

Ⅲ. 家電リサイクル券センター事業

家電リサイクル券システムが引き続き社会システムとして社会に貢献していくためには、一層のコスト削減、効率化、システムの安定運用、製造業者等や小売業者といった関係者との緊密な連携に努めることが求められている。このため、2026年度は以下の事業を実施する。

1. 家電リサイクル券システムの運営

- (1) 運営の効率化を図る。
- (2) 主務官庁、製造業者等、取扱店等との連携を強化する。
- (3) 業務委託先との緊密な業務の遂行を図る。
- (4) 小売業者の入退会、製造業者等の加入・契約解除申込みへの対応を行う。
- (5) 取扱店の倒産発生等に対する迅速な対応を図る。
- (6) 取扱店における家電リサイクル券の適正な運用を促進する。
- (7) 利便性向上のためにリサイクル券の運用を見直す。
- (8) 関係者と連携して家電リサイクル券の電子化に関する検討を行う。

2. 家電リサイクル券システムの普及啓発

- (1) 取扱店等へ家電リサイクル券の適正運用に関する普及啓発を行う。
- (2) 流通、自治体、排出者等への家電リサイクル券システムの普及啓発を行う。

3. 情報システムの改善等

- (1) 各種IT技術を活用し、RKC情報システム利用者のサービス向上を図る。
- (2) 円滑なシステム運用のための改善策の実行とセキュリティの確保を図る。
- (3) 参照システムのクラウド対応が2025年度に完了し、この結果を踏まえたうえで、主系システムのリプレース対応検討を開始する。

なお、2025年12月末現在、入会取扱店等は約42,000企業、家電リサイクル券を取り扱う店舗数はグリーン券約56,000店・イエロー券約3,000店、入会地方公共団体は約1,000団体、加入製造業者等は159企業、管理統括業者は9社となっている。また、約24,000の郵便局に料金郵便局振込方式の家電リサイクル券を備えている。

＜指定法人部門＞

IV. 指定法人事業

特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）第 32 条第 1 項の規定に基づき主務大臣より指定法人に指定された者として、以下の事業を実施する。

1. 特定家庭用機器廃棄物に関するリサイクル関連業務の実施

(1) リサイクル関連業務の実施

家電リサイクル法第 33 条第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、特定製造業者等からの委託を受けて、あるいは製造業者等が存在しない、または当該製造業者等を確認することができない特定家庭用機器廃棄物のリサイクルを行う。

また、これに付随して必要とされる情報システムの改善、特定製造業者等への情報提供、契約手続き、報告徴収への対応等を行う。

(2) 2026 年度の再商品化等実施業務委託の実施

家電リサイクル法第 33 条第 1 号及び第 2 号に規定する再商品化等実施業務の委託に関する契約について、委託先であるアールステーションと 2026 年度から 3 年間の再商品化等実施契約を締結し、これに基づき業務委託する。

(2026 年度～2028 年度契約締結済み)。

2. 調査及び普及啓発の実施

(1) 調査の実施

家電リサイクル法第 33 条第 4 号の規定に基づき、特定家庭用機器廃棄物の排出、収集、運搬及び再商品化等に関して調査の必要性が生じた場合には、適宜実施する。

(2) 普及啓発活動の実施

家電リサイクル法第 33 条第 4 号の規定に基づき、特定家庭用機器廃棄物の適正な排出、収集、運搬及び再商品化等のより円滑な実施を推進するため、主に以下の普及啓発活動を行う。

① 家電リサイクルの認知拡大施策

- ・ 2025 年度に実施の認知度調査結果より、認知度の低い 20 代、30 代を対象に SNS ターゲティング広告による啓発活動を実施する。
- ・ 家電リサイクル常設展示による普及啓発
2022 年度「おおさか A T C グリーンエコプラザ」、2023 年度「東京・科学技術館」に出展、両展示ブースとも見学者に好評であり、最新情報を反映した更新を行う。また、「東京・科学技術館」については、2026 年 3 月展示ブースの拡張リニューアルを実施、2026 年度はワークショップやリサイクルプラント見学会など親子で参加できるイベントを検討。

- ② 事業者排出家用エアコンの排出実態調査で得られたセグメント化された事業者に対し、排出エアコンの回収率向上に向けた普及啓発活動を各関係者と連携し実施。

(3) 照会対応

家電リサイクル法第 33 条第 5 号の規定に基づき、特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬及びリサイクルの実施に関する排出者、自治体等からの照会対応については家電リサイクル券問い合わせセンターと連携。

<家電製品PLセンター部門>

V. 家電製品PLセンター事業

家電製品に係る紛争解決の専門機関として、公正・中立・迅速な紛争解決を図るとともに、関係機関との連携を強化し、情報開示と広報活動を行う。

1. 公正・中立・迅速な紛争解決

(1) 相談手続による問題解決

相談者の主張する内容を的確に判断し、相談者の論点整理のための助言や関連情報の提供を行なった上で、相談者と事業者との話し合いを促進する。

(2) 斡旋手続による紛争解決

現場・現品・現実の三現主義に則った対応と、顧問弁護士の助言による法令解釈下で、斡旋手続での合意解決を図る。

(3) 裁定手続による紛争解決

消費者問題に関する有識者、弁護士及び技術専門家で構成される裁定委員会により現場・現品・現実の三現主義に則った対応をすすめ、裁定手続による解決を図る。

2. 情報開示

(1) ホームページにおける情報開示

「年次報告書」及び「月次インフォメーション」を協会サイトに公表し、相談事例や斡旋事例の情報を提供することにより、家電製品による事故の再発防止や未然防止を図る。

(2) 関係工業会への情報提供

関係工業会における製品安全等の取り組みの一助となるよう、製品別相談状況等の情報を提供する。

3. 広報活動

消費生活センター等関係機関との交流会を実施し、当センター事業への理解を促進するとともに、一般消費者からの相談に対する連携を強化する。また、関係工業会を通じた製造事業者との情報交換を実施し、当センター事業への理解を深める。

<資格審査認定部門>

VI. 資格審査認定事業

1. 2025年度の総括

(1) 資格試験新規受験者数の状況

試験事業において、アドバイザー資格を中心に家電量販をはじめとする主要法人の資格取得率の向上により、近年の受験件数は減少傾向が続き、2025年度の年間受験件数は前年度を大きく下回り 13,000 件を割り込む見込みである。

(2) 試験事業の立て直し

② 新資格「ZEHコーディネーター」の創設

上述の状況から、試験事業の立て直しを図るべく、資格審査委員会での承認を経て、外部有識者9名で構成する資格制度改革諮問委員会を2024年7月より設立し、議論を重ねた結果、2026年9月試験からの新資格開始を決定した。2025年9月にメディア向け記者発表会を実施し、以降、受験システム詳細設計及びコンテンツ・教材制作からプロモーションに至るまで、試験開始に向けて準備を進めている。

③ ホームページの拡充

受験・更新者の利便性を考慮し、協会サイト内資格総合情報サイトの拡充を図るべく、当資格制度を社内制度に採用する法人のインタビューを実施し、その動画を同サイトに公開した。さらに、上述のZEHコーディネーター記者発表会の当日、資格紹介プレサイトを協会サイト内にオープンし、ZEH推進協議会代表理事及び監修大学教授の資格推奨動画などを順次掲載した。

④ 受検件数の推移

2025年度は現行3資格のみの事業運営となるため、受験件数は現状数字の維持をボトム目標とし、上記協会サイトの拡充及び主要法人を中心とした営業活動の強化により挽回を図った。

<受験件数の推移>

*は見込み数値 単位：件

2023年度		2024年度		2025年度	
第45回 (23/9月)	第46回 (24/3月)	第47回 (24/9月)	第48回 (25/3月)	第49回 (25/9月)	第50回 (26/3月)
7,500	6,700	7,600	7,000	6,500	*6,000
14,200		14,600		*12,500	

(3) 資格更新事業の現状

資格更新事業については、試験事業とは対照的に主要法人の資格保有者の増加により、直近では70%を超える安定した実績（更新率）で推移している。

<更新件数の推移>

() は更新率 *は2025年度事業計画数値 単位：件

2023年度		2024年度		2025年度	
23/11月	24/5月	24/11月	25/5月	25/11月	26/5月
6,100 (68.5%)	5,100 (71.4%)	5,500 (68.5%)	3,000 (77.5%)	5,300 (73.1%)	*3,800 (68.0%)
11,200		8,500		9,100	

2. 2026年度事業計画

アドバイザー、エンジニア及びスマートマスターの3資格について、それぞれ、資格認定試験、資格更新、学習テキスト及び問題集発刊の事業を推進する。主力の大手家電量販・通信系の窓口に対しては、後述するシステムリニューアルを機に、あらためて広く団体受験・更新システム導入を図り、かつ各社に対する受験データ提供などで相手先の要望に応え、アドバイザーを中心に回復を目指す。

また、新資格ZEHコーディネーターの資格認定試験は、現行資格と同期間で実施する。同資格は現行資格と異なり、未開拓の住宅・リフォーム業界の営業職を主なターゲットとするため、団体受験のような一括受験申請が見込めず、初年度の目標値を1,000件とした。業界的には大手だけでなく何万社もの中小法人が存在するため、ZEH推進協議会をはじめ関連団体の協力を仰ぎ、それぞれの媒体を活用してプロモーションを行い、資格知名度を徐々に拡大していく。なお、同資格に限り、ダウンロードテキストと動画を受験教材として初めて導入し、その費用を受験料に含むことで、現行資格のような書籍類の発刊は行わない。

(1) 資格認定試験

9月と3月の年2回、全国各都道府県約300か所の試験会場にて、C B T方式による資格認定可否を判定するための試験を実施する。

日程（案）

	第51回試験	第52回試験
試験期間（案）	2026年9月1日（火） ～9月14日（月）	2027年3月1日（月） ～3月14日（日）
資格交付日（案）	2026年11月1日（日）	2027年5月1日（土）
申請期間（案）	ZEH：2026年7月1日（水） 他：2026年7月21日（火） ～8月10日（月）	ZEH：2027年1月5日（火） 他：2027年1月20日（水） ～2月10日（水）

① 受験件数（計画案）

単位：件

	第51回試験 (26/9月)	第52回試験 (27/3月)	2026年度（※1）
アドバイザー（※2）	6,400	5,600	12,000 (109.9%)
エンジニア（※2）	-	300	300 (100.0%)
スマートマスター	600	600	1,200 (91.3%)
ZEHコーディネーター	500	500	1,000 (-)
計	7,500	7,000	14,500 (115.7%)

※1（ ）内は前年見込み比

※2アドバイザー、エンジニアには、エグゼクティブチャレンジの申請件数を含む

(2) 資格更新

定期の交付日である11月1日付及び5月1日付にて、資格更新対象者の約65%以上を目標として資格更新(学習、認定試験)を推進する。

	2026年11月1日付更新	2027年5月1日付更新
申請期間（案）	2026年7月21日（火） ～10月20日（火）	2027年1月20日（水） ～4月20日（火）
更新者数 （目標）	5,300件 （更新率67.9%）	6,830件 ※（更新率65.1%）

※この回に限りエンジニアの更新対象者が多く、かつ大多数が高齢者のため、更新率を低く設定した

(3) 学習テキスト及び問題集 2026～2027 年版の発刊数量（予定）

2026～2027 年版のテキスト及び問題集をオーム社から発刊する。なお、エンジニア資格は 2024 年度から隔年の発刊としたが、2026 年度は発刊の年にあたり、3 資格揃って発刊する。

< 2026 年度発刊計画 >

	書籍名	数量 [冊] (※)	発刊時期
テキスト & 問題集 (統合版)	アドバイザー科目別 (3 冊)	13,500 (13,500)	2026 年 11 月
	エンジニア 科目別 (2 冊)	2,000 (-)	2026 年 11 月
	スマートマスター (1 冊)	1,800 (1,800)	2026 年 5 月

※ () 内の数は前年度実績

3. 試験・更新システムの全面リニューアルについて

試験・更新システムのリニューアルについて、2025 年 6 月の理事会での承認以降、委託先である (株) シー・ビー・ティ・ソリューションズ (以下 C B T S) と要件定義・詳細設計を進め、いよいよ 2026 年 6 月より本格稼働する。新資格を含めた 9 月試験の受験申請を間近に控える最重要時期にあたり、導入後のシステムトラブルが起これないように、協会と C B T S の双方で万全を期す。